

令和6年度観光農業連携地域活性化事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度観光農業連携地域活性化事業委託業務

2 業務の目的

豊かな自然や温泉資源に恵まれ、トマトやスイートコーンをはじめとした県内有数の農業産地である竹田市において、地名度の高い和太鼓集団「DRUM TAO」の発信力を最大限活用し、地域農産品のPRや周辺施設の誘客・周遊促進に繋げることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託金額

4,900,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

「DRUM TAO」の知名度を最大限活用し、秋の行楽シーズンを中心に集中的に竹田市の農産物や観光のPRを図ること。

(1) ツアー造成

「農業収穫体験」や「竹田の農産品を用いた食事」と「DRUM TAO」、「農産品直売所での買い物」などを組み合わせた体験型のツアーを企画し、募集型企画旅行として実施すること。ただし、以下の要素を盛り込むこと。

ア ツアーの企画・調整・手配・運営

① 開催時期

令和6年9月から12月までの間で計画的に実施すること。

② 開催回数

日帰りのツアーを4日分以上造成すること。なお、行程や発着地点を工夫し、同じ行程のツアーのみとならないようにすること。

③ 出発地等

発着地点は提案によるが、インバウンドを狙った熊本地域からの発着を最低2日分は盛り込むこと。移動はバスによることを原則とし、円滑な移動ができるよう手配すること。

④ 参加者数及び対象者

参加者数は各コース10～20名程度とし、県内、市内のほか県外からも参加者を募集すること。なお、台湾からの定期便のある熊本空港周辺地域や JASM 熊本工場が立地する熊本県菊陽町周辺地域から参加者を募集する行程を少なくとも2日分用意すること。各コースにおいて最少催行人数を設定すること。

⑤ 行程

下記の<モデルコース>をもとに本事業の目的に沿ったバスツアーを企画すること。コースの内容については委託者と協議の上、決定するものとする。

<モデルコース>

野菜・果物の収穫体験 → 竹田産農産物を活用したランチ →

野外劇場 TAO の丘ライブ鑑賞 → 道の駅等農産品直売所での買い物

⑥ 参加費負担

(i) ツアー参加費については、参加しやすい料金設定とし、委託者と協議の上、決定すること。

(ii) 訪問先で必要となる活動体験料、飲食代、宿泊代、旅行保険料等個人にかかるものについては、原則として参加者から徴収する参加費とすること。

⑦ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議の上、決定すること。

イ 参加者の募集

参加者の募集は、次の(3)の情報発信によるチラシ等と可能な限り連携して募集を行うとともに、SNS等を活用し、効率的かつ効果的に行うこと。

ウ 不可抗力等によるツアーの変更・中止等

① 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

② 申込者が最少催行人数に達せずにツアーを中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

エ 安全管理

① 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、ツアーの内容や活動の場所、ルート等に危険が無いことを確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

② ツアー中の事故へ対応するため国内旅行損害保険の加入等、万全な安全対策を講じること。

③ 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

オ 記録

① ツアーの様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

- ② 参加者に対し、撮影した写真は委託者がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

(2) コンテンツの造成

竹田市へ新たな観光者の誘客と農産品のPRにつながる新たなコンテンツを造成すること。なお、国内旅行者だけでなく、インバウンドの獲得にもつなげるため、「野外劇場 TAO の丘」を目的地とする海外からの旅行者等の周遊も見込めるコンテンツとすること。ただし、以下の要素を盛り込むこと。

ア コンテンツ造成にかかる事前調査

どのようなコンテンツが観光客を惹きつけるものなのか、地域の活動主体にとって実施可能なのか等の調査を事前に行うこと。なお、コンテンツの内容については、調査後に何のコンテンツを造成するのか委託者と相談を行うこと。

イ コンテンツの造成・調整・手配

アで実施した調査結果をもとにして、本事業終了後も実施可能性の高い継続性のあるコンテンツを2個以上造成すること。なお、少なくとも1つは台湾からの定期便のある熊本空港周辺地域やJASM 熊本工場が立地する熊本県菊陽町周辺地域からのインバウンド獲得が見込めるコンテンツとすること。

例：竹田での農作業体験、久住地域でのトレッキング など

ウ コンテンツの求評調査

コンテンツのセールスポイントや改善点を把握し、事業終了後も継続したコンテンツとするために、コンテンツの参加者を対象としたアンケートを実施し、旅行者の反応を確認すること。

(3) 情報発信

以下、全ての広報を実施すること。

ア パンフレットの作成

- ① 制作部数
- | | | | |
|-----|--------|---|---------|
| 日本語 | 1,000部 | | |
| 英語 | 500部 | | |
| 繁体字 | 1,500部 | の | 計3,000部 |

② 仕様

(i) 仕様

A5、マットコート135Kg以上、カラー、両面、12ページ程度

(ii) 掲載内容

- ・竹田市の農産品や観光名所の紹介
- ・その他（提案により内容を加えることは可能）

- ③ データの提出
大分県や各市、各観光協会等のHPで本事業を実施している旨の告知及び増刷に対応できるデータを提出すること
- ④ 期日
ツアーやコンテンツの募集時に間に合うよう早期（9月中旬までを目安）の完成を目指すこと。
- イ SNS等を活用した広告
SNS等を活用した情報発信など、(1)や(2)の内容や竹田市の農産品・観光名所を効果的に広報できる手段について提案すること。
情報発信については、以下の情報を可能な限り収集・分析し、報告すること。その他に収集・分析可能な情報がある場合には、受託者の提案による。
 - i 広告の表示回数
 - ii 閲覧回数・人数 等
- ウ PRや掲示物等の設置
(1)や(2)の内容や竹田市の農産品・観光名所を広く周知するため、PRの方法について提案すること。なお、必要に応じて商談会等への参加の提案も妨げないものとする。なお、PR効果が長期間継続するよう、デジタルサイネージの活用や情報コーナーの設置などを積極的に検討すること。

(4) その他の業務

- 以下の項目の内容を踏まえ、委託者と協議の上、(1)から(3)の事業について実施すること。
- ア 全体的なスケジュールの作成
より多くの参加者が見込めるよう、準備期間、広報PR期間などを適切に設定のうえ、着手から完了までのスケジュール（行程表）を作成し、委託者に提示すること。
 - イ 人員・組織体制の整備
本業務を適切に遂行するための業務体制を整え、企画提案時に委託者に報告すること。
 - ウ 事務局の設置
本事業の事務局を設置し、参加者などからの問い合わせ等に対応すること。

6 成果品

実績報告書を作成し、令和7年2月28日（金）までに提出すること。実績報告書には次に掲げる事項を含めること。（データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。）

- (1) 5- (1) および (2) の事業で実施したアンケートの結果

- (2) 印刷物等の電子データ一式
- (3) 制作した広報 PR ツール一式
- (4) 執行過程や経過、実績、SNS等の情報発信を行った場合は効果検証等
- (5) その他、別途委託者が指示するもの。

7 業務実施に当たる協議・報告等について

- (1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者との協議・調整を行った後、双方合意の上、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、委託者と協議を行った上で業務を実施すること。なお、実施計画書には、業務の実施方法やスケジュール等を記載すること。
- (3) 実際の業務を進めていくにあたっては、企画書の内容について、別途打ち合わせの上、修正・調整等を加え実施する。月に1回以上は委託者と打ち合わせや進捗の確認を行うこととする。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。